

# 宅地嵩上げ安全確保事業(土砂災害対策)

大規模な土砂災害による被災地において復興事業と連携して地域の安全性を確保するために、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行う事業。

○ 事業主体：地方公共団体

○ 交付対象

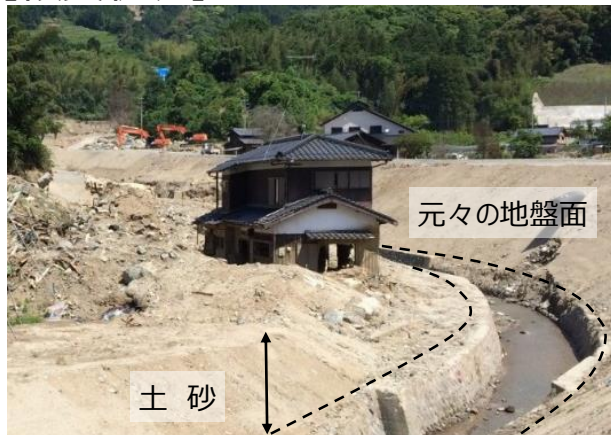
○ 国費率：1 / 2

宅地嵩上げ安全確保工事に必要な地盤等調査及び設計費、工事費（宅地整地工、擁壁工、排水工、生活道路工等）

○ 要件

- 一. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で土砂災害により宅地が被災し土砂が堆積した地区
- 二. 地方公共団体が作成する当該激甚災害からの復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められた地区
- 三. 前号の地区の区域内において一体的な嵩上げを行う家屋が5戸以上であるもの
- 四. 堆積した土砂を活用して宅地の嵩上げを行うもの
- 五. 宅地造成等規制法施行令第二章に定める宅地造成に関する工事の技術的基準に適合して行うもの

## 【被災状況】



## 【嵩上げによる地域の安全性確保】

